経 営 企 画 課 下 水 道 計 画 課 (東部・西部地域下水道事務所)

1. 下水道事業の沿革

昭和27年8月 事業着手(船見処理区) 昭和33年度 地盤沈下対策下水道事業推進

昭和39年6月 新潟地震被災(42年に全施設の復旧を完了)

昭和42年~46年度 第2次下水道整備五箇年計画(重点項目として、旧市街地の排

水不良の解消及び新市街地の浸水対策)

昭和42年4月 船見下水処理場運転開始

昭和43年~44年度 下水道全体計画を策定し、4 処理区(船見・中部・東部・北部処

理区に大別)

昭和46年~50年度 第3次下水道整備五箇年計画(重点項目として,水質汚濁防止

対策・生活環境の改善・新市街地の浸水対策)

昭和46年船見処理区の面整備完了昭和48年7月中部下水処理場建設に着手昭和48年11月船見下水処理場増設に着手

昭和51年~55年度 第4次下水道整備五箇年計画(重点項目として,水質汚濁防止

・生活環境の改善・浸水対策)

昭和52年10月 船見下水処理場増設(処理能力60,000m³/日)完成

昭和54年12月 受益者負担金条例の公布

昭和55年7月 中部下水処理場(1系列30,000㎡/日)の運転開始に伴う万代地区

を処理開始

昭和55年10月 信濃川下流流域下水道新潟浄化センター(12分の1系列25,200㎡

/日)が供用し、山の下地区を処理開始

昭和56年~60年度 第5次下水道整備五箇年計画(重点項目として、水質汚濁防止

・生活環境の改善・浸水対策)

昭和56年4月 中部下水処理場増設(処理能力2系列60,000㎡/日)

昭和58年4月 新津浄化センターの運転開始

昭和59年4月 中部下水処理場増設(処理能力3系列90,000㎡/日)

・ 姥ケ山・下所島・白山排水区及び新潟第2・3処理分区の

一部を処理開始

昭和60年4月 中部下水処理場増設(処理能力4系列120,000㎡/日)

昭和61年~ 第6次下水道整備五箇年計画(重点項目として、水質汚濁防止

平成2年度 ・生活環境の改善・浸水対策)

昭和62年度2月 島見地区の特定環境保全公共下水道事業に着手 平成2~4年度 平成22年を目標都市とする下水道全体計画の策定 平成3年2月 特定環境保全公共下水道(島見地区)処理開始

平成3年~7年度 第7次下水道整備五箇年計画(重点項目として,水質汚濁防止

・ 生活環境の改善・浸水対策及び普及率アップ)

平成4年1月 特定環境保全公共下水道事業(赤塚処理区)の着手

平成4年3月 山の下排水区の雨水排除改善事業に着手

平成4年10月 西川処理区を追加し、全市を5処理区に大別

平成5年2月 船見処理区の雨水排除改善事業の着手と曽野木及び姥ケ山排水区の

事業着手

平成5年3月 阿賀野川流域下水道関連公共下水道(北部処理区)の事業着手

平成5年7月 中部下水処理場増設(処理能力5系列180,000m³/目)

(坂井輪排水区の一部を供用開始)

平成6年3月 特定環境保全公共下水道(赤塚処理区)処理開始

平成8年~14年度 第8次下水道整備七箇年計画(重点項目として、人口普及率の向

上・雨水改善事業の推進・施設の更新)

平成8年1月 西川流域下水道関連公共下水道(西部処理区)事業着手

平成9年12月 白根処理区の事業着手

平成10年3月 中部処理区の五十嵐排水区の事業着手と白山・関屋雨水排除改善事

業着手

平成10年3月 新井郷川浄化センターの運転開始

平成10年4月 阿賀野川流域下水道関連公共下水道(北部処理区)処理開始

平成10年4月 ポンプ場管理センターの運転開始

平成10年5月 白山公園ポンプ場の運転開始

平成10年8月 8.4集中豪雨水害(総合的な雨水対策整備の推進)

平成11年7月 中部処理区の坂井輪排水区の雨水排除改善事業に着手

平成11年8月 8.12集中豪雨水害(2年連続の集中豪雨を踏まえ、公共施設など雨

水対策整備の拡充・推進)

平成12年4月 雨水流出抑制施設設置助成の開始

平成13年12月 船見処理区の雨水排除改善事業の概成 平成14年9月 新潟市公共下水道事業着手50周年記念式典

平成14年9月 西川浄化センターの運転開始

平成15年3月 「にいがた下水道プラン」策定にPI導入

平成15年~19年度 下水道整備新五箇年計画 (にいがた下水道プラン)(重点項目として,処理区域の拡大,総合雨水対策の推進,施設の更新・再構築)

平成15年9月 雨水流出抑制施設設置助成制度が国土交通大臣賞を受賞

平成15年9月 合流改善アドバイザー会議の設置 平成16年3月 白根中央浄化センターの運転開始 平成16年4月 上新栄町汚水中継ポンプ場の運転開始

平成16年7月 関新ポンプ場の運転開始 平成17年7月 小新ポンプ場の運転開始

平成18年4月 地方公営企業法を一部適用(公営企業化)

平成20年~30年度 新潟市下水道中期ビジョン (3つの基本方針と9つの施策)

基本方針1 美しい田園環境都市を守り育てる下水道

基本方針2 安心・安全な暮らしを守る下水道

基本方針3 市民と協働の力が育む下水道

平成20年4月 防水板設置等工事助成の開始 平成21年4月 住宅かさ上げ助成の開始 平成22年6月 下山ポンプ場の運転開始

平成22年6月 下山ホンノ場の運転開始 平成23年4月 新潟市公設浄化槽制度の開始

平成24年4月 新潟市公設浄化槽制度(引取制度)の開始

平成24年4月 農業集落排水事業の下水道事業会計での経理開始

平成25年1月 消化ガス発電設備の運転開始

1. 下水道計画

下水道計画区域は、全体計画面積約 20,690ha を対象とし、4 つの流域関連公共下水道と3 つの単独公共下水道に大別して整備を進めている。

| | Λ H | てル送 | | 全体計画 | | 認可計画 | | | |
|-----------------|--------------------|-----|-------------|----------|----------|-------------|----------|----------|--|
| 処理区等 | 公共下水道 の名称等 | | 面積 | 人口 | 汚水量 | 面積 | 人口 | 汚水量 | |
| | | | (ha) | (人) | (㎡/日) | (ha) | (人) | (m³/日) | |
| | 船 | 見 | 465. 90 | 32, 983 | 22, 100 | 411.90 | 34, 861 | 24, 500 | |
| 単独 | 4 | □部 | 4, 600. 50 | 235, 330 | 147, 500 | 3, 868. 04 | 240, 507 | 150, 600 | |
| | É | 根 | 1, 088. 00 | 35, 900 | 20, 900 | 373.00 | 14, 230 | 8, 750 | |
| 后 迪山下海海世 | | 東部 | 3, 865. 10 | 140, 940 | 86, 152 | 2, 927. 24 | 135, 640 | 78, 239 | |
| 信濃川下流流域 | 東部 | 横越 | 381.70 | 11, 150 | 5, 177 | 360.62 | 10, 940 | 5, 088 | |
| 新潟処理区 | | 亀田 | 1, 066. 70 | 33, 490 | 17, 867 | 824. 88 | 32, 840 | 16, 941 | |
| 信濃川下流流域 | 4r :± | 新津 | 1, 870. 50 | 60, 758 | 29, 100 | 1, 736. 80 | 62, 350 | 29, 579 | |
| 新津処理区 | 新津 | 小須戸 | 329.50 | 9, 017 | 4, 529 | 316.90 | 9, 622 | 4, 752 | |
| 阿賀野川流域 | Jレ ♦ 17 | 北部 | 1, 356. 30 | 24, 888 | 18, 100 | 746. 38 | 22, 477 | 12, 201 | |
| 新井郷川処理区 | 北部 | 豊栄 | 1, 503. 00 | 44, 737 | 21, 848 | 774. 70 | 35, 242 | 17, 042 | |
| | | 西部 | 1, 163. 20 | 33, 400 | 16, 422 | 1, 078. 03 | 34, 450 | 16, 936 | |
| | | 黒埼 | 652.95 | 25, 270 | 12, 897 | 650.02 | 27, 160 | 13, 823 | |
| | | 西川 | 377.80 | 10, 210 | 5, 356 | 201.53 | 6, 550 | 3, 356 | |
| T 111 75 1-8 | | 岩室 | 259.00 | 6, 890 | 3, 551 | 176. 25 | 5, 530 | 2, 886 | |
| 西川流域 | 西部 | 味方 | 240. 65 | 4, 020 | 2, 003 | 239. 10 | 4, 320 | 2, 134 | |
| 西川処理区 | | 潟東 | 238.00 | 4, 930 | 2, 445 | 116. 97 | 2, 620 | 1, 316 | |
| | | 月潟 | 168. 10 | 3, 390 | 2, 245 | 106. 70 | 2, 510 | 1, 670 | |
| | | 中之口 | 291.80 | 5, 090 | 3, 049 | 128. 49 | 2, 400 | 1, 417 | |
| | | 巻 | 771. 20 | 22, 980 | 10, 992 | 197. 01 | 7, 330 | 3, 583 | |
| 特定環境保全 | Ē | 見 | | | | 56. 47 | 2, 280 | 965 | |
| 計 | | | 20, 689. 90 | 745, 373 | 432, 233 | 15, 291. 03 | 693, 859 | 395, 778 | |

[※]島見特環の全体計画は、北部公共に含まれる。

2. 平成 24 年度末の公共下水道整備状況

| 地区別 | 行政区域内 | 処理区域内 人口(人) | 下水道処理 人口普及率 (%) | 都市浸水対策 整備対象区域面積 (ha) | 都市浸水対策 整備済区域面積 (ha) | 都市浸水 対策達成率 (%) | 現況雨水整備水準 | 雨水計画 (5 年確率) 認可年度 |
|-----|----------|----------------|-----------------------|----------------------------|---------------------------|----------------------|--------------------|-------------------------|
| 新潟 | 493, 817 | 447, 360 | 90. 6 | 6, 934. 8 | 4, 400. 0 | 63. 4 | 5~10 年 33~50 mm/h | S44 |
| 黒埼 | 27, 380 | 19, 154 | 70. 0 | 315. 4 | 207. 2 | 65. 7 | 7年 40 mm/h | S51(都下) |
| 新津 | 68, 508 | 63, 810 | 93. 1 | 1, 385. 3 | 411. 7 | 29. 7 | 5~7年 36~47.7 mm/h | S47(都下) |
| 白根 | 38, 732 | 11, 206 | 28. 9 | 230. 0 | 230. 0 | 100.0 | 5年 33 mm/h(都市下水) | \$45(都下) |
| 豊栄 | 49, 794 | 31, 368 | 63. 0 | 539. 0 | 311.0 | 57.7 | 10年 50 mm/h | \$40(都下) |
| 小須戸 | 9, 919 | 9, 919 | 100.0 | 183. 0 | 133. 4 | 72. 9 | 5年 38 mm/h | \$54(都下) |
| 横越 | 12, 158 | 11, 783 | 96. 9 | 162. 0 | 56. 0 | 34. 6 | 5年 33 mm/h | S47(都下) |
| 亀田 | 35, 955 | 35, 820 | 99. 6 | 582. 0 | 224. 1 | 38. 5 | 5年33mm/h | \$46(都下) |
| 岩室 | 9, 200 | 4, 295 | 46. 7 | I | ı | - | _ | _ |
| 西川 | 11, 813 | 5, 082 | 43. 0 | I | ı | - | _ | _ |
| 味方 | 4, 372 | 2, 805 | 64. 2 | I | I | _ | _ | _ |
| 潟東 | 5, 832 | 1, 359 | 23. 3 | I | I | _ | _ | _ |
| 月潟 | 3, 769 | 1, 316 | 34. 9 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 中之口 | 6, 117 | 1, 102 | 18. 0 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 巻 | 28, 401 | 5, 448 | 19. 2 | 121.0 | 121. 0 | 100.0 | 4.5年 33 mm/h(都市下水) | \$44(都下) |
| 合 計 | 805, 767 | 651, 827 | 80. 9 | 10, 452. 5 | 6, 094. 4 | 58. 3 | | |

※都市浸水対策達成率;概ね5年確率降雨に対応した整備完了地域の割合

3. 下水処理場計画概要

〇流域関連公共下水道

| | | | 新潟浄化センター 信濃川下流流域下水道 (新潟処理区) | 新津浄化センター 信濃川下流流域下水道 (新津処理区) | 新井郷川浄化センター 阿賀野川流域下水道 (新井郷川処理区) | 西川処理場 西川流域下水道 (西川処理区) |
|-----|---------------|------------|---|--|---|--|
| 所在地 | | | 東区下山 3-680 | 秋葉区古田/内大野開字鰌池 2 | 北区名目所 1-167, 下大谷内 | 西区笠木,新田,新通 |
| 敷地面 | 積(㎡) | | 234, 000 (234, 000) | 143, 800 (143, 800) | 126, 500 (126, 500) | 144, 700 (144, 700) |
| 計画処 | 理面積(ha |) | 5, 314 (4, 113) | 3, 605 (3, 035) | 8, 271 (5, 423) | 6, 042 (4, 009) |
| 計画処 | 理人口(人 |) | 185, 580 (179, 420) | 111, 275 (101, 992) | 183, 777 (152, 021) | 155, 140 (121, 950) |
| 処理方 | 式 | | 標準活性汚泥法 | 標準活性汚泥法 | 標準活性汚泥法 | 標準活性汚泥法 |
| 処理 | 晴天時日 下水量(n | | 109, 200 $\left(\frac{100, 268}{100, 300}\right)$ | $52,400 \left[\frac{49,100}{49,100} \right]$ | 110, 500 $\left(\frac{87,500}{87,500}\right)$ | 84, 000 $\left(\frac{63, 250}{66, 000}\right)$ |
| 能力 | 雨天時下 | 水量(㎡/日) | 190, 601 (173, 754) | _ | _ | _ |
| 流入予 | 中小艇 | BOD (mg/l) | 208 (199) | 240 (240) | 265 (250) | 230 (230) |
| 派人了 | 此小貝 | SS (mg/l) | 177 (168) | 210 (210) | 235 (220) | 190 (190) |
| 処理予 | 中业版 | BOD (mg/l) | 15 (15) | 7 (10) | 15 (15) | 15 (15) |
| 处理了 | 此小貝 | SS (mg/l) | 5 (5) | 20 (20) | 30 (30) | 30 (30) |

〇単独公共下水道

| | | | 船見下水処理場 単独公共下水道 (船見処理区) | 中部下水処理場 白根中央浄化センター 単独公共下水道 単独公共下水道 (中部処理区) (白根処理区) | | 島見浄化センター 特定環境保全公共下水道 (島見処理区) |
|---------|--------------------|-------------------------------------|--|--|---|------------------------------------|
| 所在地 | | | 中央区船見町 1-3850-2 | 中央区太右ェ門新田 1422-3 | | 北区島見町字川跡 5174-6 |
| 敷地面積 | 責(m [°]) | | 18, 260 (18, 260) | 175, 100 (175, 100) | 47, 700 (47, 700) | 5, 800 (5, 800) |
| 計画処理 | 里面積(h | na) | 466 (412) | 4, 600 (3, 868) | 1,088 (373) | 56. 47 (56. 47) |
| 計画処理 | 里人口() | 人) | 32, 983 (34, 861) | 235, 330 (240, 507) | 35, 900 (14, 230) | 2, 280 (2, 280) |
| 処理方式 | t. | | 標準活性汚泥法 | 標準活性汚泥法 | 標準活性汚泥法 | オキシデーションディッチ法 |
| 処理 | | 日最大 計画水量 (m³/日) ^{処理能力} | 22, 100 $\left(\frac{24,500}{29,400}\right)$ | 147, 500 $\left(\frac{150,600}{160,000}\right)$ | 20, 900 $\left(\begin{array}{c} \frac{8,750}{8,750} \end{array}\right)$ | 1,000 (1,000) |
| 能力 | 雨天時下水量(m³/日) | | 92, 900 (105, 400) | 428, 500 (569, 400) | - | _ |
| オコマピ | | BOD (mg/l) | 195 (178) | 188 (166) | 200 (210) | 200 |
| 流入予算 | E 小 頁 | SS (mg/l) | 153 (140) | 148 (132) | 170 (190) | 200 |
| 処理予算 | コル氏 | BOD (mg/l) | 15 (15) | 15 (15) | 15 (15) | 20 |
| 处垤了从 | 上小貝 | SS (mg/l) | 13 (13) | 14 (14) | 20 (20) | 30 |

※()内数値は下水道法上の事業認可値

1 水洗化の普及促進

公共下水道が整備され、処理開始の公示がされた区域では、下水道法により くみ取り便所及び浄化槽便所を水洗便所に改造しなければなりません。

整備された下水道施設を活用いただくため、助成制度や融資制度を設け改造工事を行う方々の負担を軽減し、水洗化の普及促進につとめています。

1) 水洗化普及の推移

| 年 | 度 | S42~H23 | H24 |
|--------|--------|----------|----------|
| 処理区域戸数 | 単年度(戸) | - | 10, 065 |
| 处理区域户数 | 累計(戸) | 282, 171 | 292, 236 |
| 水洗化戸数 | 単年度(戸) | _ | 8, 197 |
| 小优化户级 | 累計(戸) | 250, 174 | 258, 371 |
| 水洗化率 | 単年度(%) | _ | △0. 25 |
| 小师化学 | 累 計(%) | 88. 66 | 88. 41 |

(2) 制度の運用状況

[金額:千円]

| | 水光 | 先 便 所 | 排力 | 水設備(共同 | 司管) | 排 | 水設備 |
|----|--------|---------|-----|---------|--------|----|---------|
| 年度 | 改造助成金 | | 工 | 事 助 | 成 | 設置 | 資金融資 |
| | 件数 | 助成金額 | 件数 | 助成金額 | 戸数 | 件数 | 融資金額 |
| 20 | 1, 932 | 55, 500 | 110 | 47, 408 | 1, 099 | 41 | 18, 814 |
| 21 | 1, 754 | 51, 190 | 91 | 36, 760 | 613 | 61 | 31, 485 |
| 22 | 2, 047 | 63, 487 | 107 | 45, 715 | 912 | 59 | 24, 600 |
| 23 | 1, 642 | 50, 903 | 91 | 50, 229 | 642 | 48 | 22, 138 |
| 24 | 1, 540 | 46, 440 | 80 | 32, 642 | 556 | 55 | 23, 240 |

(3) 助成金・融資制度の概要

- ア 水洗便所改造助成金 (新築及び法人、官公庁は除く)
 - ・ 処理開始の日から1年以内に改造したものには,

くみ取り便所・・・ 便槽1槽につき3万円

浄化槽便所・・・・ 浄化槽1槽につき3万円を助成します。

・ 処理開始の日から1年を超え、3年以内に改造したものには、

くみ取り便所・・・ 便槽1槽につき2万円

浄化槽便所・・・・ 浄化槽1槽につき2万円を助成します。

- ※ 私道公共下水道で、処理開始の日に工事が完了していない場合は、工事完了の日を処理開始の日とします。
- ※ 平成21年度から生活保護世帯に対しては、水洗便所改造に係る工事 費を全額助成。
- イ 共同排水設備(共同管)工事助成(新築及び法人,官公庁は除く)
 - ・ 2戸以上が共同で排水設備を設置又は補修をする場合,共同部分の工事費(基準工事費を考慮)の5分の4を助成します。
 - ・ 貸家等については3戸以上が共同で排水設備を設置する場合,処理開始の日から1年以内に工事をしたものは共同部分の工事費(基準工事費を 考慮)の4分の3を助成,1年を超えたものには同工事費の3分の2を 助成します。
 - ※ 私道公共下水道で、処理開始の日に工事が完了していない場合は、工事完了の日を処理開始の日とします。
- ウ. 排水設備工事配管延長助成(新築及び法人,公管庁は除く)

敷地が広く配管が長くなるため工事費が高額になったり、隣家と境界を接しているため床下などの屋内配管にせざるを得ない場合など、新設する配管の延長に応じて助成します

屋外配管延長が25mを超える場合
 (新設屋外配管延長m-25m)×単価(H25年度9,000円)×4/5

- ・ 敷地が狭い等の条件により屋内配管となる場合 新設屋内配管延長 $\mathbf{m} \times$ 単価(H25 年度 8,000 円) $\times 4/5$ カ 私道公共下水道設置制度
- ※ 屋外、屋内とも助成対象となる配管延長は30mまでとなります。

エ 融資制度(新築及び法人, 官公庁は除く)

- ・ くみ取り便所(排水設備工事を含む)の改造には、 大便器1個の場合・・・・ 100万円以内を融資します。
- ※ 改造する大便器が1個増すごとに20万円以内を増額できます。
- 浄化槽便所(排水設備工事を含む)の改造には、 浄化槽1槽の場合・・・ 100万円以内を融資します。
- ※ 改造する浄化槽が1槽増すごとに20万円以内を増額できます。
- ・ 返済方法と期間 ・・・ 元金均等月賦償還で60ヶ月以内
- 利率
 ・・・
 無利子
- ※ 市は取扱金融機関に資金を預託し、利用者には金融機関から融資をお こないます。

才 雨水流出抑制施設設置助成制度

- ・ 雨水による浸水被害の軽減などを目的として、雨水流出抑制施設の設置 に対して助成をする制度です。
- ・ 対象 ・・・・ 雨どいのある建物(補助採択の区域内)

・ 貯留タンク(1世帯1基のみ助成,容量:1000以上)

- ・ 浸透桝・・・ 1基につき2万円
- 単独(浸透桝は設置せず)で市販の専用タンクを設置・・・ 1万円 浸透桝と同時に市販の専用タンクを設置 ・・・・・・ 2万円 単独(浸透桝は設置せず)で個人製作のタンクを設置・・・ 1千円 浸透桝と同時に個人製作のタンクを設置 ・・・・・・ 2千円
- ※ 上記の各助成及び融資を受けるには、下水道受益者負担金・分担金、 下水道使用料を滞納していないことが条件となります。

・ 私道が処理開始区域内等であり,一定の条件を満たしている場合は,申 請により私道に公共下水道を市が設置するものです。

キ 防水板設置の工事助成

- 本制度は、浸水被害の軽減を図るため、住宅、店舗、事務所等の敷地内 に設置する防水板の工事に対して助成金の交付を行うものです。
- 助成対象者・・・新潟市内に家屋、店舗、事務所等を所有または使用 する方
- ・ 助成区域・・・浸水被害(床上・床下・店舗・車庫浸水)が発生した 又は発生する恐れがある区域
- 助成率及び上限額

新潟市に住宅を所有又は使用する個人・・・4/5 新潟市内に本店や支店等を

1年以上前から登記する法人・・・2/3

上限額・・・100万円(個人・法人ともに建物1棟当たり)

クー住宅かさ上げ助成制度

- ・ 浸水被害から貴重な財産を守るため、住宅のかさ上げに対して助成 金の交付を行うものです。
- ・ 助成対象者 ・・・新潟市内に住宅を所有する方
- ・ 助成対象住宅・・・平成10年8月4日及びそれ以降に床上浸水 被害が発生した区域に存する住宅
- 助成対象工事・・・
 - ○楊家(既存住宅の土台上げ):従前より15 c m以上
 - ○改築時の床上げ:基礎高60 c m以上
 - ○改築時の盛土:従前の地盤より30cm以上のかさ上げ
 - ○新築は除く

- ○建築物が建築基準法に基づく高さ及び斜線制限を越えないもの。
- 助成率・・・2/3
- ・ 上限額・・・200万円(揚家を伴う場合は300万円)(標準工事単価×建築面積×2/3=助成額)

支払額が標準単価より安価になる場合は、その支払額の2/3

| 標 | 工法 | 揚家 | | 改築かさ上げ | | |
|------|-------|----------|---------|----------|----------|---------|
| 標準単価 | m2 当り | 65,300 円 | 50cm 未満 | ~75cm 未満 | 75cm 以上 | 2,200 円 |
| 価 | 単価 | 69,500 | 5,100 円 | 8,100 円 | 13,500 円 | 2,200 🖯 |

ケ 駐車場かさ上げ助成

- ・ 浸水被害から貴重な財産を守るため、駐車場のかさ上げに対して助成金 の交付を行うものです。
 - ・ 助成対象者 ・・・新潟市内に駐車場(住居と同一敷地内にあり, 居住者自らが使用する駐車場)を所有又は使用 する方
 - ・ 助成対象区域・・・浸水被害(床上・床下・車庫浸水など)が発生 した又は発生する恐れがある区域
 - ・ 助成対象工事・・・既設の駐車場高より平均10cm以上,かつ前 面道路より平均10cm以上のかさ上げを行う 工事
 - 助成率・・・2/3
 - 上限額・・・10万円

(標準工事単価4,800円×駐車場面積㎡×2/3=助成額) 支払額が標準単価より安価になる場合は、その支払額の2/3

2 下水道使用料

昭和39年,船見処理区の処理開始(地震被災のため昭和42年から徴収)により、本市の下水道条例に、使用料に係る制度を規定しました。

昭和 58 年 4 月から水道料金と下水道使用料の同時徴収を実施しています。

(下水道使用料改定の経緯)

- ・昭和52年3月 原因者負担の原則に沿って初めて使用料を改定
- ・昭和 56 年 1 月 中部,流域の 2 処理場運転開始に伴う処理区の拡大 を要因として使用料を改定
- ・昭和 59 年 4 月 資本費(地方債の元利償還金)の 14.6%を算入し使 用料を改定
- ・昭和62年4月 資本費の59.1%を算入し使用料を改定
- ・平成2年4月 資本費の87.5%を算入し使用料を改定
- ・平成5年4月 資本費の100.0%を算入し使用料を改定
- 平成8年4月 同上
- ・平成12年4月 同上
- ・平成16年7月 同上

| X | 分 | 単 | 位 | | 料金(税別) |
|---|---------|--------|---------------|--------|---------|
| | 基本料金 | 汚水の排除量 | Om³ ∼ | 10 m³ | 1, 190円 |
| 般 | | 汚水の排除量 | 11 m³ ~ | 30 m³ | 158円 |
| 污 | 超過料金 | 汚水の排除量 | 31 m ~ | 100 m³ | 191円 |
| 水 | (1㎡につき) | 汚水の排除量 | 101m³ ~ | 500m² | 246円 |
| | | 汚水の排除量 | 501㎡以 | 上 | 314円 |
| 2 | 公衆浴場汚水 | 汚水の排除量 | 1 m³/C | こつき | 14円 |

(1) 使用料の額(1か月分)

上記料金表で計算した額に、消費税相当額5%を加算します。

(2) 使用料収納状況

(公共下水道)

(単位:千円)

| | 1 /3 - / _ / | | | | 1 1 2 1 1 4 7 |
|------|--------------|------------|------------|------------|---------------|
| 年度区分 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 調定額 | 11,714,069 | 11,789,878 | 12,247,649 | 12,434,108 | 12,565,819 |
| 収入額 | 10,258,034 | 10,242,989 | 10,620,465 | 10,742,846 | 10,879,288 |
| 収納率 | 87.57% | 86.88% | 86.71% | 86.40% | 82.46% |

3 受益者負担金

(1) 船見処理区内の下水道受益者を対象に建設費の一部を,受益者負担金として徴収しました。

・建設省令公布 昭和 44 年 1 月 31 日・負担率 対象事業費の 1/5

・単位負担金額 1 m²当り 122 円 51 銭

・賦課面積 411.9ha

・ 〃 総額 321,743 千円

・ // 決定年度昭和 44 年度~昭和 46 年度

(2) 中部下水処理場,新潟浄化センターの稼動に伴う新処理区対応として条例移行し,順次賦課区域を拡大して徴収しました。

· 条例制定 昭和 54 年 12 月 26 日

・単位負担金額 1 m³あたり 300 円

(3) 受益者負担金収納状況(収納年度別)

(単位:千円)

| 収納年度 | 調定額 | 収 納 額 | 収 納 率 |
|------|---------|---------|--------|
| 20 | 378,261 | 358,887 | 94.88% |
| 21 | 396,086 | 375,575 | 94.56% |
| 22 | 414,355 | 397,292 | 95.88% |
| 23 | 494,632 | 477,948 | 96.63% |
| 24 | 447,732 | 425,598 | 95.05% |

4 受益者分担金

平成 17 年 3 月 21 日の 12 市町村との合併に伴い,新潟市でも平成 18 年度以降に都市計画決定されていない区域が処理開始されることから合併市町村との均衡を図るため分担金条例を制定して徴収することとしました。

· 条例制定 平成 16 年 12 月 24 日

・単位負担金額 1 m²当り 300 円

(上限 23 万円)

(1) 受益者分担金収納状況(収納年度別)

(単位:千円)

| 収納年度 | 調定額 | 収 納 額 | 収 納 率 |
|------|---------|---------|--------|
| 20 | 65,905 | 62,103 | 94.23% |
| 21 | 89,465 | 85,114 | 95.14% |
| 22 | 115,255 | 109,174 | 94.72% |
| 23 | 120,515 | 114,075 | 94.66% |
| 24 | 138,132 | 129,918 | 94.05% |

5 公設浄化槽

公共下水道の整備と比較して合併処理浄化槽による整備がコスト的に 有利な地域を指定し、市が個人の住宅ごとに浄化槽の設置及び維持管理を行 うものです。この制度により、高齢化や人口減少など地域の実情・住民ニー ズに合致した汚水処理の早期普及を目指しています。

- (1) 事業期間 平成 23 年度~40 年度 (予定)
- (2)整備区域 公共下水道の認可区域,農業集落排水施設の処理区域を除 く地域のうち,市が公設浄化槽整備区域に指定した区域
- (3) 対象住宅 専ら人の居住の用に供する家屋(戸建住宅,共同住宅), 及び家屋の延べ面積の 1/2 以上に相当する部分を専ら居住の用に供する 併用住宅(※事業所,店舗・事務所専用住宅,販売目的の住宅等は除く。)
- (4) 対象工事等 市の負担で設置し、維持管理する部分は下記のとおり。
 - ・公設浄化槽本体(設置工事費を含む)
 - ・送風機(ブロア)
 - ・管渠(浄化槽本体から前後 1m以内)
 - ・最終汚水マス, 放流マス

※上記以外の排水設備等は個人負担による設置・維持管理

- (5) 分担金 設置費の一部を分担金として受益者から徴収します。
 - ・5 人槽 120,000 円
 - ・7 人槽 150,000 円
 - ・10 人槽 190,000 円
- (6) 使用料 使用者から使用料を徴収します。(以下、税抜)
 - ・5 人槽 3,340 円/月
 - ・7 人槽 3,820 円/月
 - ・10 人槽 4,580 円/月
- (7) 融資 公設浄化槽に接続するための排水設備工事費を無利子融資
 - ・融資内容は公共下水道接続の場合と同じ。

下水道管理センター

1 下水排除基準に基づく監視・指導

工場・事業場排水の中には下水施設の損傷・機能低下あるいは下水処理機能を阻害し、処理場からの放流水の水質を悪化させるものがある。 これを防止するために、適正な維持管理を行い、下水排除基準に適合した水質の排水を排除するように監視・指導している。

特定施設設置等届出及び公共下水道使用開始届状況 (50㎡/日以上)

| 年 度区 分 | | 2 0 | 2 1 | 2 2 | 2 3 | 2 4 | | | |
|--------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 特 | 定 | 事 | 業 | 場 | 505 | 505 | 502 | 495 | 4 6 4 |
| - | 般 | 事 | 業 | 場 | 96 | 9 9 | 98 | 100 | 101 |
| 合 | _ | | | 計 | 601 | 604 | 600 | 595 | 565 |

立入水質検査状況

| 年 度区分 | 20 | 2 1 | 22 | 2 3 | 2 4 |
|----------|-----|-----|-------|-----|-------|
| 立入検査回数 | 455 | 451 | 4 3 1 | 440 | 4 3 8 |
| 排水基準超過件数 | 8 4 | 9 4 | 8 3 | 7 4 | 6 9 |

特定施設の届出は洗たく業の洗浄施設が最も多く、次いで自動式車両洗浄施設・飲食店の厨房施設となっている。

平成24年度立入水質検査状況と指導状況

| 分類 | 基準超過事業場数 /対象事業場数 | 基準超過件数 /検査件数 | 内訳(項目別延件数) | 指導状況 | |
|---------------------|---------------------|-----------------|------------------------------|----------|--|
| 特定事業所多項目 50 ㎡/日以上 | 6/19 | 9/124 | 動植物油(5)・PH(1)·BOD(3)・SS(2) | 口頭指導(9) | |
| 特定事業所多項目 50 ㎡/日以下 | 1/18 | 4/55 | 鉱油類(2)・鉄(4) | 口頭指導(4) | |
| 一般事業所多項目 50 ㎡/日以上 | 3/9 | 3/20 | PH (3) | 口頭指導(3) | |
| 一般事業所多項目 50 ㎡/日以下 | 0/2 | 0/6 | | | |
| 特定事業所4項目50㎡/日以上 | 10/31 | 15/70 | 動植物油(1 0)·PH(7)·BOD(1)·SS(1) | 口頭指導(15) | |
| 一般事業所 4 項目 50 ㎡/日以上 | 12/19 | 18/46 | 動植物油(1 4)·PH(3)·BOD(8)·SS(1) | 口頭指導(18) | |
| 自動式車両洗浄施設 | 17/82 | 19/99 | 鉱油類(19) | 口頭指導(19) | |
| 洗たく業(テトラクロロエチレン使用) | 1/6 | 1/18 | テトラクロロエチレン(1) | 警告書(1) | |
| | | | 動植物油(29)・鉱油類(21)・PH(14) | | |
| 合 計 | 50/186 | 69/438 | BOD(12)・SS(4)・鉄(4)・テトラクロロ | | |
| | | | エチレン(1) | | |

一般事業場は大型店舗ビル・病院・学校・高齢者入所施設などが多い。

2 管渠維持管理(新潟市)

(24年度末)

管渠総延長 3,201,623 m

公共下水道 3,167,175 m

都市下水路 34,448 m

施設の現況と維持管理状況

| | | | | 平成19年まで | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 計 |
|---|--|-------|----------|-----------|---------|--------|--------|--------|--------|-----------|
| 本 | | 管渠延長管 | 公共下水道(m) | 2,768,150 | 119,783 | 83,563 | 82,462 | 63,876 | 49,341 | 3,167,175 |
| | | | 都市下水路(m) | 34,448 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 34,448 |
| | | | 計 (m) | 2,802,598 | 119,783 | 83,563 | 82,462 | 63,876 | 49,341 | 3,201,623 |
| | | 管 内 | 排土延長 (m) | 492,648 | 8,021 | 7,753 | 2,478 | 4,193 | 15,710 | 530,803 |
| | | 排土,清掃 | 排土量(㎡) | 31,067 | 3,096 | 2,248 | 3,235 | 3,285 | 2,844 | 45,775 |